

第 2 回 渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 (水) 午後 2 時 ~
場 所 金島ふれあいセンター

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第2回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成15年11月26日(水) 午後2時～
場 所 金島ふれあいセンター

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
報告第11号 新市建設計画策定業務委託契約の締結について 1
- 4 協議事項
議案第7号 協議項目1「合併の方式に関する事」 3
議案第8号 協議項目2「合併の期日に関する事」 9
議案第9号 協議項目4「新市の事務所の位置に関する事」 15
- 5 その他
(1)次回会議の協議項目について 21

(2)次回会議日程について
- 6 閉 会

報告第 1 1 号

新市建設計画策定業務委託契約の締結について

新市建設計画策定業務委託契約の締結について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日

渋川地区市町村任意合併協議会

会 長 木 暮 治 一

- | | | |
|---|--------|----------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 新市建設計画の策定 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号） |
| 3 | 契約の日 | 平成 1 5 年 1 1 月 1 8 日 |
| 4 | 契約金額 | 金 4 , 9 3 5 , 0 0 0 円
（内消費税及び地方消費税 金 2 3 5 , 0 0 0 円を含む） |
| 5 | 契約の相手方 | 住 所 東京都千代田区平河町 1 - 2 - 1 0
氏 名 ランドブレイン株式会社
代表取締役 吉 武 祐 一 |

議案第7号

協議項目1「合併の方式に関する事」

協議項目1「合併の方式に関する事」について、次のとおり定める。

平成15年11月26日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

合併の方式

合併の方式は、新設合併とする。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	1	合併の方式に関すること	関係項目	
調整方針	合併の方式は、新設合併とする。			
現 況				調整理由・課題
区 分	新設合併(対等合併)		編入合併(吸収合併)	
定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。		市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入(吸収)することで、市町村の数の減少を伴うもの。	
法人格	合併関係市町村の法人格はすべて消滅し、新たに市町村が設置される。		編入される市町村の法人格のみ消滅。編入する市町村の法人格は存続。	
市町村長の身分	<原則> 合併関係市町村の長はすべて身分を失い、50日以内に選挙 <特例> 新市町村長が選出されるまでは、合併関係市町村長の中から協議で職務執行者を置く。		<原則> 編入される市町村の長は、すべて身分を失う。編入する市町村の長は、そのまま在職。 <特例> なし	
選挙管理委員の身分	<原則> 合併関係市町村の委員は、すべて身分を失う。 <特例> 新市町村議会で選挙されるまでの間、合併関係市町村の選挙管理委員の互選により充てられる。		<原則> 編入される市町村の委員は、すべて身分を失う。編入する市町村の委員がそのまま在職。 <特例> なし	
議会の議員の身分	<原則> 合併関係市町村の議員はすべて身分を失い、設置された新市町村の議員の定数により、50日以内に選挙。 <定数特例> 新市町村の議員の定数を法定の上限の2倍以内の数まで増加できる。 <在任特例> 合併後2年以内に限り、選挙を行わず、合併関係市町村の議員が、そのまま新市町村の議員として在任できる。		<原則> 編入される市町村の議員は身分を失い、人口の増加に伴い、議員の定数を増やす場合は、50日以内に増員選挙を行う。 <定数特例> 編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の議員の定数を乗じて得た数を編入する市町村の議員の定数に加算できる。この場合、編入される市町村の区域を選挙区とし、加算数の議員を選出する。ただし、任期は、編入する市町村の議員の残任期間。この特例は、合併後最初の一般選挙にも適用できる。 <在任特例> 編入する市町村の議員の在任期間に限り、合併関係市町村の議員がそのまま編入する市町村の議員として在任できる。	
農業委員の身分	<原則> 合併関係市町村の農業委員は、すべて身分を失う。 <特例> 選挙による委員は、10人～80人の範囲で、合併後1年間以内に限り、新市町村の農業委員として在任できる。		<原則> 編入する市町村の農業委員は身分変動なし。編入される市町村の農業委員のみ身分を失う。 <特例> 選挙による委員のみ40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、そのまま在任できる。	
特別職の身分	<原則> 合併関係市町村の特別職はすべて失職し、新市町村で新たに選任する。 <特例> なし		<原則> 編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員は、すべて失職する。 <特例> なし	
一般職の職員の身分	<原則> 合併関係市町村の職員は、すべて身分を失う。 <特例> 一般職の職員は、身分を保有するよう措置される。		<原則> 編入する市町村の職員の身分変動なし。編入される市町村の職員は、すべて身分を失う。 <特例> 一般職の職員は、身分を保有するよう措置される。	
条例、規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する。		編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則を適用する。	

【理由】
 これまでの経緯を踏まえ、6市町村が対等の立場で住民福祉の増進を目指し、新しいまちづくりを進めるという共通認識のもとで、新設合併とする。

議案第7号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	1	合併の方式に関すること	関係項目		
		現	況		
・最近の事例					
	合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	協議開始年月日	
新設	平成15年1月29日	大崎上島町 (広島県)	大崎町、東野町、木江町	平成13年7月1日 (任意)	
	平成15年3月1日	廿日市市 (広島県)	佐伯町、吉和村	平成13年8月 (任意)	
	平成15年3月1日	南部町 (山梨県)	南部町、富沢町	平成13年12月17日 (任意)	
	平成15年4月1日	東かがわ市 (香川県)	引田町、白鳥町、大内町	平成12年4月1日 (法定)	
	平成15年4月1日	あさぎり町 (熊本県)	免田町、上村、岡原町、須恵村、深田村	平成10年4月1日 (任意)	
	平成15年4月1日	静岡市 (静岡県)	静岡市、清水市	平成10年4月1日 (法定)	
	平成15年4月1日	宗像市 (福岡県)	宗像市、玄海町	平成12年4月5日 (法定)	
	平成15年4月1日	神流町 (群馬県)	万場町、中里村	平成13年6月7日 (任意)	
	平成15年4月1日	南アルプス市 (山梨県)	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	平成12年4月1日 (法定)	
	平成15年4月1日	山県市 (岐阜県)	高富町、伊自良村、美山町	平成13年2月21日 (任意)	
	平成15年4月21日	周南市 (山口県)	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	平成14年6月1日 (法定)	
	平成15年5月1日	瑞穂市 (岐阜県)	穂積町、巣南町	平成14年9月25日 (法定)	
	平成15年9月1日	千曲市 (長野県)	更埴市、上山田町、戸倉町	平成12年7月10日 (任意)	
	編入	平成15年2月3日	福山市 (広島県)	福山市、内海町	平成14年1月21日 (法定)
平成15年4月1日		呉市 (広島県)	呉市、下蒲刈町	平成13年6月 (任意)	
平成15年4月1日		新居浜市 (愛媛県)	新居浜市、別子山村	平成14年4月1日 (法定)	
平成15年6月6日		野田市 (千葉県)	野田市、関宿町	平成14年4月12日 (法定)	
平成15年7月7日		新発田市 (新潟県)	新発田市、豊浦町	平成14年1月25日 (任意)	
平成15年8月20日		田原市 (愛知県)	田原町、赤羽根町	平成15年2月5日 (法定)	

協議項目 2 「合併の期日に関すること」

協議項目 2 「合併の期日に関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

合併の期日

合併の期日は、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用が受けられる期限内とする。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	2 合併の期日に関すること	関係項目	
調整方針	合併の期日は、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用が受けられる期限内とする。		
現		況	
<p>1 留意事項</p> <p>(1) 「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)」(以下「合併特例法」という。)は、平成17年3月31日に失効するので、この期限までに合併が行われない場合は、同法の財政支援措置等は受けられないことになる。</p> <p>(2) 住民の合意形成に要する期間や住民生活への影響を配慮する必要がある。</p> <p>(3) 合併協議会での協議の進捗状況を配慮する必要がある。</p> <p>(4) 首長や議会議員の任期を配慮する必要がある。</p> <p>(5) 電算システムの統合、出納閉鎖等合併時の事務処理・引継との関係を配慮する必要がある。</p> <p>(6) 合併時に予定される事務事業や公的行事等との関係を考慮する必要がある。</p> <p>【関係法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (地方交付税の額の算定の特例)</p> <p>第11条 国が地方交付税法(昭和25年法律第211号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合には、合併市町村については、同法第13条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。</p> <p>2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後5年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。</p> <p>(地方債の特例等)</p> <p>第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>(1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備事業</p> <p>(2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業</p> <p>(3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立て</p>		<p>2 主な財政支援措置</p> <p>(1) 地方交付税の額の算定の特例(第11条) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、関係市町村が、合併前の区域で存続している場合に算定される交付税の額の合計額を下回らないように算定される。その後5年度で段階的に縮減される。</p> <p>(2) 地方債の特例(第11条の2) 市町村建設計画に基づいて行う事業又は基金の積み立ての内、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充てることができる。(充当率95%で、元利償還金の70%が普通交付税措置される。)</p> <p>2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p> <p>3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>附 則(抜粋) (失効)</p> <p>第2条 この法律(附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。)は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>第2項省略</p>	<p>調整理由・課題</p> <p>【理由】</p> <p>市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節約が可能になるといわれているが、経費節減までは一定の期間を要する種類の経費もある。また、合併後の市町村の速やかな一体性の確立や、地域の均衡ある発展を図るための公共施設の整備などに多額の経費を要することから、合併特例法に定める財政支援措置を活用することが、新しいまちづくりにとって有利である。</p> <p>これらのことから、合併の期日は、合併特例法の適用が受けられる期限内とする。</p>

協議項目	2	合併の期日に関すること	関係項目
		現	況
・最近の事例			
	合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名
新設	平成15年1月29日	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町 (広島県)
	平成15年3月1日	廿日市市	佐伯町、吉和村 (広島県)
	平成15年3月1日	南部町	南部町、富沢町 (山梨県)
	平成15年4月1日	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町 (香川県)
	平成15年4月1日	あさぎり町	免田町、上村、岡原町、須恵村、深田村 (熊本県)
	平成15年4月1日	静岡市	静岡市、清水市 (静岡県)
	平成15年4月1日	宗像市	宗像市、玄海町 (福岡県)
	平成15年4月1日	神流町	万場町、中里村 (群馬県)
	平成15年4月1日	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町 (山梨県)
	平成15年4月1日	山県市	高富町、伊自良村、美山町 (岐阜県)
	平成15年4月21日	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町 (山口県)
	平成15年5月1日	瑞穂市	穂積町、巢南町 (岐阜県)
	平成15年9月1日	千曲市	更埴市、上山田町、戸倉町 (長野県)
	編入	平成15年2月3日	福山市
平成15年4月1日		呉市	呉市、下蒲刈町 (広島県)
平成15年4月1日		新居浜市	新居浜市、別子山村 (愛媛県)
平成15年6月6日		野田市	野田市、関宿町 (千葉県)
平成15年7月7日		新発田市	新発田市、豊浦町 (新潟県)
平成15年8月20日		田原市	田原町、赤羽根町 (愛知県)

合併日	曜日	市町村数
1月29日	水	1
3月1日	土	2
4月1日	火	7
4月21日	月	1
5月1日	木	1
9月1日	月	1

合併日	曜日	市町村数
2月3日	月	1
4月1日	火	2
6月6日	金	1
7月7日	月	1
8月20日	水	1

協議項目4「新市の事務所の位置に関すること」

協議項目4「新市の事務所の位置に関すること」について、次のとおり定める。

平成15年11月26日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。

協議項目		4	新市の事務所の位置に関すること			関係項目	
調整方針		新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。					
現 況						調整理由・課題	
1 事務所の現況 (H15.9.1 現在)						<p>【理由】</p> <p>住民の利便性を考慮して、渋川市役所を本庁舎、5町村役場を支所とし、住民サービスの低下をまねかないように配慮する。</p> <p>【課題】</p> <p>行政の効率化を図る上で、管理部門等の一部行政機能を本庁舎に統合する場合、増築等のための経費が必要となる。</p>	
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橘村
事務所の位置	渋川市石原 80 番地	伊香保町伊香保 116-1 番地	小野上村村上 3756-3 番地	子持村吹屋 384 番地	赤城村敷島 568-1 番地		北橘村真壁 2372-1 番地
庁舎	本庁舎 昭和41年建設 鉄筋コンクリート3階建 (地下1階) 6,757.2 m ² その他 北庁舎 874.4 m ² 西棟 324 m ²	本庁舎 昭和54年建設 鉄筋コンクリート3階建 (地下1階) 3,084.04 m ²	本庁舎 昭和57年建設 鉄筋コンクリート2階建 1,410 m ²	本庁舎 昭和37年建設 鉄筋コンクリート3階建 2,415 m ² その他 子持村公民館	本庁舎 昭和32年建設 (平成15年増改築) 鉄筋コンクリート2階建 2,507 m ² その他 議会庁舎 958.42 m ² 福祉センター 699.00 m ² 中央公民館 582.00 m ² 保健センター 607.50 m ²		本庁舎 平成12年建設 鉄筋コンクリート2階建 (地下1階) 3,612.09 m ² その他 議会棟 1,580.10 m ² その他 260.79 m ²
敷地面積	15,616 m ²	3,515 m ²	4,926 m ²	10,017 m ²	6,807 m ²		24,926 m ²
駐車場	来庁者用・職員用 260台	来庁者用・職員用 35台	来庁者用・職員用 150台	来庁者用・職員用 289台	来庁者用・職員用 180台		来庁者用・職員用 108台
地理的条件	主要アクセス道	主要地方道高崎渋川線	主要地方道渋川松井田線	国道353号	国道17号、国道353号		県道下久屋渋川線
	公共交通	JR東日本渋川駅(上越線)	関越交通バス 渋川～伊香保線 群馬バス 高崎～伊香保線	JR東日本小野上駅 (吾妻線) 代替バス(関越交通) 渋川～小野上温泉センター、 中之条線	代替バス(関越交通) 渋川～桜の木線 渋川～小野上温泉センター、 中之条線	JR東日本敷島駅(上越線) 代替バス(関越交通) 渋川～深山線	村営バス 渋川～役場車庫
	周辺公共施設	社会保険事務所 50m 法務局渋川出張所 300m 公共職業安定所 400m 渋川郵便局 800m JA北群渋川本所 1000m	伊香保郵便局 800m	小野上郵便局 250m JA北群渋川支所 200m	鯉沢郵便局 350m 群馬県渋川合同庁舎 900m 渋川警察署 950m	赤城郵便局 100m	真壁郵便局 400m JA赤城たちばな支所 450m
2 事務所の位置の決定にあたっての留意事項						<p>(3) 既存の事務所を使用する場合、議員及び職員の数が増えることへの対応が必要となる。</p> <p>(4) 全く別の場所へ新しい事務所を建設する場合、旧庁舎の活用方法の検討や特にその地域の住民の合意が得られる方法を検討する必要があるといわれている。</p>	
<p>(1) 住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わねばならない。(地方自治法第4条第2項)</p> <p>(2) 支所、出張所を設ける場合は、その位置、名称、所管区域、機構、業務内容等を協議しておくことが適当とされている。</p>							
<p>【関係法令】 地方自治法(抜粋) (事務所の設置又は変更) 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p>			<p>(支庁・地方事務所等の設置及び区) 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>				

協議項目	4	新市の事務所の位置に関すること	関係項目	
		現		況
3 事務所設置の方式				
項目	本庁方式		総合支所方式	分庁方式
概要	すべての行政機能を本所に統合し、旧庁舎は廃止する。		一部の行政機能(管理部門等)を除き、6市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す方式 本所に管理部門等の一部の行政機能を統合	総合支所方式において、本所に設置する機能を、複数の庁舎に振り分けて設置する方式
メリット	庁舎の管理において、効率的である。		住民及び職員にとって、最も現状に近く違和感が少ない。 本庁方式に比べ、建設費が少なくすむ。	本庁方式と比較した場合、より現状に近い方式である。
デメリット	役場が遠くなる住民が多くなり、住民サービスの点で課題が大きい。 現在の職員を収容する規模の庁舎がないため、新築又は増築等の費用が必要となる。		職員数が現在と同数程度必要であり、事務効率化の点で課題が残る。	各業務部門が分散されるため、住民にとって利便性の課題が残る。 管理上、非効率的である。
4 先進地事例				
西 東 京 市		さいたま市		松 任 市
2市(田無市・保谷市)		3市(浦和市・大宮市・与野市)		1市2町5村(松任市・鶴来町・美川町・河内村 吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村)
新市の事務所の位置は、田無市南町五丁目6番13号とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。		1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。 また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。 2 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。 3 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。 また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。		1 合併時は1市2町5村の現有庁舎を活用することとする。新市の事務所の位置は、松任市役所とし、他の2市5村役場庁舎は支所とする。 2 庁舎の方式については、本庁業務と支所業務の業務内容を明らかにしたうえで、新市の事務組織及び機構との整合性を図ることとする。
宗 像 市		東 か が わ 市		山 県 市
1市1町(宗像市・玄海町)		3町(引田町・白鳥町・大内町)		2町1村(高富村・伊自良村・美山町)
新市の事務所の位置は、宗像市大字東郷995番地とする。 現在の玄海町役場は、支所として2年間存続する。		新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。		事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。

5 その他

(1) 次回会議の協議項目について

財産の取扱いについて

合併関係市町村が所有する財産（土地、建物、基金及び債権・債務など）は、すべて新しい市に引き継ぐことが、原則的な考え方です。

慣行の取扱いについて

合併関係市町村の市町村章、市町村民憲章、市町村の歌、花、木、鳥、各種宣言等の各種慣行は、地域の伝統・文化との結びつきも強いため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものです。しかしながら、新市の一体性の確保の観点から、統一できるものはできるだけ早期に統一することが望ましいことから、その扱いを協議会で協議することになります。

組織及び機構について

新市の組織、機構、支所及び出張所の位置、業務内容等について協議会で協議することになります。

(2) 次回会議日程について

日 時 平成15年12月25日（木） 午後2時～

場 所 渋川プリオパレス